破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第６１号

北九州市小倉南区横代北町４丁目21―28　メゾンドソレイユ107、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町大字尾倉3256番地１（サザンハイツＤ棟203号）

債務者　山中　　淳

1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　正朗
4　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第９８号

北九州市八幡西区岸の浦１丁目５番40―203号

債務者　竹川加寿子

1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　敬一
4　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６２号

奈良市柏木町451番地の８

債務者　山本　晃嗣

1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皐月　宏彰
4　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号

徳島県徳島市佐古六番町９番10―１―102号シャルム南風Ａ棟

債務者　藤岡　智也

1　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　晋介
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号

岩手県大船渡市赤崎町字後ノ入44番地５

債務者　金野　　功

1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧上　　明
4　破産債権の届出期間　平成30年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第５２号

秋田県大館市二井田字贄ノ里50番地

債務者　田畑美喜子（旧姓乳井）

1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　克史
4　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４０号

宮城県柴田郡柴田町船岡中央１丁目３番33―２号

債務者　山野　芳裕

1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　純也
4　破産債権の届出期間　平成30年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第４９号

京都市南区東九条烏丸町49番地

債務者　木村　幸彦

1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜垣　真也
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号

福岡県京都郡苅田町大字尾倉4065番地９

債務者　大貴商会こと　持永　幸延

1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第４号

徳島県阿南市椿町須屋東側６番地

債務者　馬詰　八郎

1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永本　能子
4　破産債権の届出期間　平成30年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第１０号

大分県中津市大字蛎瀬1128番地１　ライトアドカムＢ201

債務者　鷹崎あけみ

1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０７号

神奈川県高座郡寒川町一之宮５丁目10番37号、前住所神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目15番16―202号

債務者　山崎　　哲

1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　大良
4　破産債権の届出期間　平成30年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０９号

埼玉県草加市柿木町1284番地１

債務者　仲亀　嘉男

1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号

京都市左京区岩倉中町380　グループホームみさき岩倉、住民票上の住所京都市左京区岩倉北池田町59番地　コーポ有穂　203

債務者　藤井表具店こと　藤井　山次

1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係